

規 則

埼玉県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第四号

埼玉県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則（平成六年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「当該行政庁の事務所に掲示」を「公示」に改める。

第十一条第一項及び第三項中「、及び記名し」を削る。

様式第二号及び様式第四号中「~~あ~~」を「~~あ~~」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県教育委員会聴聞規則に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。